

防衛省訓令第32号

防衛諸計画の作成等に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

防衛諸計画の作成等に関する訓令

改正 平成28年3月28日省訓第18号
平成29年4月12日省訓第31号

防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 統合機動防衛力構築委員会の取組（第5条－第11条）

第3章 年度業務計画（第12条－第16条）

第4章 柔軟に選択される抑止措置に関する指針（第17条・第18条）

第5章 防衛、警備等に関する計画（第19条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、防衛諸計画の作成等について必要な事項を定め、統合機動防衛力の構築を推進するとともに、自衛隊の隊務を計画的かつ組織的に管理し、及び隊務運営の能率向上を図り、もってその任務を効率的に達成することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 官房長等 大臣官房長、各局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官をいう。
- (2) 各幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
- (3) 部隊等の長 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長をいう。
- (4) 大綱 閣議において決定される防衛計画の大綱を

いう。

(5) 中期計画 閣議において決定される中期的な防衛力整備計画をいう。

(6) 技術動向見積り 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第38号）第7条に規定する技術動向見積りをいう。

(7) 長期情報見積り 情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条に規定する長期情報見積りをいう。

（防衛諸計画）

第3条 防衛諸計画は、防衛力の整備、維持及び運用に関する計画等であって、次に掲げるものとする。

(1) 統合機動防衛力の構築のための一連の取組によって作成される防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価

(2) 年度業務計画

(3) 柔軟に選択される抑止措置に関する指針

(4) 防衛、警備等に関する計画

2 前項第1号の一連の取組によって作成される防衛力指針等の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 防衛力指針 技術動向見積り及び長期情報見積りを踏まえて作成される防衛力に関する指針であって、大綱に基づき整備する防衛力により対処すべき事態及び事態の様相（以下「事態等」という。）を明らかにするもの

(2) 統合運用構想 防衛力指針において明らかにされた事態等への対処のための統合運用の構想であって、当該対処の基本方針及び具体的な要領を明らかにするもの

(3) 能力分析 能力評価の作成に資することを目的として、防衛力指針及び統合運用構想に基づき、統合運用の観点から自衛隊全体の機能及び能力に着目して、主として中期的な安全保障環境を前提とした努めて科学的な手法による防衛力の分析を通じ、その重大な不備又は不足を導出するための基礎となる情

報（次号において「基礎情報」という。）を明らかにするもの

- (4) 能力評価 中期的な防衛力の整備において重視すべき事項の導出に資することを目的として、防衛力指針及び統合運用構想に基づき、統合運用の観点から自衛隊全体の機能及び能力に着目して、主として長期的な安全保障環境を前提とした努めて科学的な手法による防衛力の分析を通じ、基礎情報を明らかにしつつ、防衛力の重大な不備又は不足を明らかにするもの

- 3 第1項第2号の年度業務計画は、中期計画を踏まえて、予算の見積り及び執行の基礎とすることを目的として、対象とする年度において実施すべき防衛力の整備、維持等に係る事項について、その達成目標及び達成方途を明らかにするものをいい、次の各号に掲げる計画ごとに、それぞれ当該各号に定める事項について定めるものとする。

- (1) 基本計画 計画の方針及び統合幕僚監部に係る別

表第1又は自衛隊に係る別表第2に掲げる区分に応じて、努めて具体的に標示した達成目標及び達成方途

(2) 細部計画 計画の方針及び統合幕僚監部に係る別表第1又は自衛隊に係る別表第2に掲げる区分に応じて、各幕僚長が定める細部区分に従い、詳細に標示した達成目標（必要に応じて、その実施の時期及び所要の人員、資材、経費等を具体的に標示した達成方途）

4 第1項第3号の柔軟に選択される抑止措置に関する指針は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃を抑止するため、各種事案の発生及び発生した事案の悪化を防衛省・自衛隊が防止する場合における基本的事項等について示すものをいう。

5 第1項第4号の防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生

した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生起した際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めるものをいう。

(関係機関の協力)

第4条 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁（次項において「関係機関」という。）は、防衛諸計画の作成等に関し相互に密接に協力しなければならない。

2 各幕僚長は、年度業務計画及び防衛、警備等に関する計画の作成、見直し又は修正に当たっては、あらかじめ関係機関と調整するものとする。

第2章 統合機動防衛力構築委員会の取組

(統合機動防衛力構築委員会の設置)

第5条 第3条に規定する防衛力指針等の作成を含む統合機動防衛力の構築を推進するために必要な取組を実施させるため、防衛省に統合機動防衛力構築委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、委員長、委員長代理、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は防衛副大臣を、委員長代理は防衛大臣政務官を、副委員長は事務次官をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長代理は、委員長が不在の場合、その職務を代理する。

5 副委員長は、委員長を助け、会務を整理する。

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 防衛審議官

(2) 大臣官房長

- (3) 防衛政策局長
- (4) 整備計画局長
- (5) 人事教育局長
- (6) 地方協力局長
- (7) 衛生監
- (8) 統合幕僚長
- (9) 陸上幕僚長
- (10) 海上幕僚長
- (11) 航空幕僚長
- (12) 情報本部長
- (13) 防衛装備庁長官
- (14) その他委員長の指名する者

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ又は資料の提出を求めることができる。

8 委員長は、議案の性質により委員を限定する必要があると認めるときは、第6項に掲げる委員のうち一部のものをもって委員会を開催することができる。

9 委員会における審議に必要な作業を行い、委員会における取組を補佐させるため、委員会の下に、作業部会を置く。

10 作業部会の構成は、委員長が指名する委員が定めるものとする。

11 委員会及び作業部会の庶務は、防衛政策局防衛政策課及び整備計画局防衛計画課において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(防衛大臣による指示)

第7条 委員会が作成するもののうち、第3条第2項第3号の能力分析又は同項第4号の能力評価の作成については、防衛大臣が委員会に対してそれらの作成を指示する。

2 前項の規定による指示においては、将来の防衛力に関する基本的構想その他能力分析又は能力評価の作成に当たって指針とすべき事項を示す。

3 第1項の規定による指示が発せられる時期は、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 能力分析の作成の指示 原則として、中期計画の策定の日から起算して1年以内

(2) 能力評価の作成の指示 原則として、中期計画の策定の日から起算して3年以内

4 防衛大臣は、必要に応じて、適切な時期に、第1項の規定による指示を修正する。

5 前各項に規定するもののほか、防衛大臣は、委員会に対し、統合機動防衛力の構築を推進するため必要な取組の実施を指示する。

(防衛力指針の作成)

第8条 委員会は、防衛大臣から前条第1項の規定により能力分析又は能力評価の作成の指示があったときは、作業部会から委員会に対し、防衛力指針の案を提出させるものとする。

2 委員会は、前項に規定する案の提出があったときは、審議の上、防衛力指針を作成するものとする。

(統合運用構想の作成)

第9条 委員会は、前条第2項の規定により防衛力指針を作成したときは、作業部会から委員会に対し、統合運用構想の案を提出させるものとする。

2 委員会は、前項に規定する案の提出があったときは、審議の上、統合運用構想を作成するものとする。

(能力分析の作成)

第10条 委員会は、防衛大臣から能力分析の作成を指示された場合であって、前条第2項の規定により統合運用構想を作成したときは、作業部会から委員会に対し、能力分析の案を提出させるものとする。

2 委員会は、前項に規定する案の提出があったときは、審議の上、能力分析を作成するものとする。

(能力評価の作成)

第11条 委員会は、防衛大臣から能力評価の作成を指示された場合であって、第9条第2項の規定により統合運用構想を作成したときは、作業部会から委員会に対し、能力評価の案を提出させるものとする。

- 2 委員会は、前項に規定する案の提出があったときは、審議の上、能力評価を作成するものとする。

第3章 年度業務計画

(防衛大臣による指示)

- 第12条 防衛大臣は、必要に応じて、各幕僚長に対し、年度業務計画の作成に際し指針とすべき事項を示す。
(作成等)

- 第13条 各幕僚長は、毎年度、基本計画をその計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに概算要求の基礎となる計画案を作成し、予算の成立後、直ちに所要の修正を行い、原則として当該年度開始前に防衛大臣の承認を得るものとする。

- 2 各幕僚長は、毎年度、細部計画を所要の時期までに作成し、防衛大臣に報告するものとする。

- 3 統合幕僚長は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対し、年度業務計画の作成に先立ち、年度業務計画の作成に際して部隊等の運用の円滑化を図る観点から重視すべき事項を通知することができる。

4 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、年度業務計画の作成に当たっては、前項の通知を参考とするものとする。

5 各幕僚長は、基本計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣の承認を得るものとする。

6 各幕僚長は、細部計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。

(部隊等の年度業務計画)

第14条 各幕僚長は、必要があると認める場合には、部隊等の長に対し、当該部隊等の年度業務計画の作成を指示するものとする。

2 前項の規定により部隊等の長が作成する計画の作成等に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

(実施状況報告)

第15条 各幕僚長は、年度業務計画に対する業務実施の進行の度合い、その能率及び業務実施中に生じた重

要な事項等を常に分析検討し、計画とその実施を調整するとともに、実施した結果を当該年度の終了後、速やかに、防衛大臣に報告するものとする。

(委任)

第16条 本章に定めるもののほか、年度業務計画の作成等に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

第4章 柔軟に選択される抑止措置に関する指針

(柔軟に選択される抑止措置に関する指針の作成)

第17条 防衛大臣は、柔軟に選択される抑止措置に関する指針を作成する。

2 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前項の規定により作成した柔軟に選択される抑止措置に関する指針を見直し、必要に応じて修正する。

3 防衛政策局長は、防衛大臣が柔軟に選択される抑止措置に関する指針を作成する際、関係する官房長等と調整の上、防衛大臣を補佐するものとする。

(実施のための細部事項の規定)

第18条 事務次官は、柔軟に選択される抑止措置に関

する指針の実施に必要な事項について定めるものとする。

- 2 事務次官は、柔軟に選択される抑止措置に関する指針が修正された場合には、当該指針に準拠して、前項の規定により定めた事項を見直し又は修正するものとする。

第5章 防衛、警備等に関する計画

(防衛、警備等に関する計画の作成等)

- 第19条 防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月12日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

- 1 編成事項
- 2 情報通信事項
- 3 部隊運用事項（第3条第5項に規定する防衛、警備等に関する計画に係るものを除く。）
- 4 人事・衛生事項
- 5 教育訓練事項
- 6 装備事項
- 7 施設事項
- 8 研究開発事項
- 9 その他の事項

備考：この表の区分のうち、「その他の事項」においては、第1項から第8項までに掲げる事項に該当するもののほか、防衛交流、広報等重視すべき事項について示すものとする。

別表第2（第3条第3項関係）

- 1 編成事項（第4項の運用支援事項に関するものを除く。以下第3項及び第5項から第8項までにおいて同じ。）
- 2 情報事項（部隊運用事項に関するものを除く。）
- 3 情報通信事項
- 4 運用支援事項
- 5 人事、衛生事項
- 6 教育訓練事項
- 7 装備事項
- 8 施設事項
- 9 研究開発事項
- 10 その他の事項

備考：この表の区分のうち、「その他の事項」においては、第1項から第9項までに掲げる事項に該当するもののほか、防衛交流、広報等重視すべき事項について示すものとする。